

利用料金の考え方

1. 新市民体育館の利用料金の考え方

(1) 専用で利用する場合の基本料金及び延長料金

基本料金は、1日（12時間）につき、以下に定める金額（消費税 10%込み）を上限とする。

また、開館時間を超過し、または繰り上げて使用するときは、当該超過し、または繰り上げて使用した時間 30 分につき、基本料金の 30 分相当額を徴収する。

| 室名 | 単位 | 金額 |
|----------------|----------|----------|
| スポーツアリーナ | 全面（3分割可） | 25,500 円 |
| 多目的アリーナ | 全面（2分割可） | 10,900 円 |
| 武道場 | 全面（4分割可） | 15,800 円 |
| 弓道場 | 全面 | 6,100 円 |
| 卓球場 | 全面 | 5,000 円 |
| 多目的スタジオ | 1 室 | 5,000 円 |
| キッズルーム | 1 室 | 5,000 円 |
| 大会本部室（会議・研修室） | 1 室 | 4,950 円 |
| 選手控室 1（会議・研修室） | 1 室 | 4,950 円 |
| 選手控室 2（会議・研修室） | 1 室 | 4,950 円 |

なお、下記の 4 点においては、別途金額を定める。

- 興行等で利用者が入場料または入場料に類するものを徴収する場合は、当該利用額の 100 分の 200 を加えた額とする。
- 教室等で利用者が受講料または受講料に類するものを徴収する場合は、当該利用額の 100 分の 100 を加えた額とする。
- スポーツ以外の用途で利用する場合は、当該利用額の 100 分の 400 を加えた額とする。
- 利用者が高校生以下の場合は、当該利用額の 100 分の 75 に相当する額とする。

(2) 専用で冷暖房設備を利用する場合の料金

1 時間につき、以下に定める金額（消費税 10%込み）を上限に加算する。

| 室名 | 単位 | 金額 |
|----------|----------|---------|
| スポーツアリーナ | 全面（3分割可） | 5,400 円 |
| 多目的アリーナ | 全面（2分割可） | 2,600 円 |
| 武道場 | 全面（4分割可） | 200 円 |
| 弓道場 | 全面 | 50 円 |
| 卓球場 | 全面 | 50 円 |
| 多目的スタジオ | 1 室 | 50 円 |
| キッズルーム | 1 室 | 50 円 |

| | | |
|---------------|-----|------|
| 大会本部室（会議室） | 1 室 | 50 円 |
| 選手控室 1（研修室 1） | 1 室 | 50 円 |
| 選手控室 2（研修室 2） | 1 室 | 50 円 |

なお、利用者が高校生以下の場合は、当該金額の 100 分の 75 に相当する額とする。

(3) 個人で利用する場合の料金

1 回あたりの金額（消費税 10% 込み）は、3 時間 150 円（1 時間 50 円）を上限とし、市内に住所を有しない者が利用する場合は、当該金額の 100 分の 100 を加えた額とする。

なお、利用者が高校生以下の場合の 1 回あたりの金額（消費税 10% 込み）は、住所に関わらず、3 時間 50 円を上限とする。

(4) 用具等を利用する場合の料金

1 回につき、以下に定める金額（消費税 10% 込み）を上限に加算する。

| 種類 | 単位 | 料金 | 適用 |
|---------------|-----|----------|---------------|
| バスケットボール用具 1 | 1 組 | 150 円 | 壁面固定式ゴール・得点板等 |
| バスケットボール用具 2 | 1 組 | 300 円 | 移動式ゴール・得点板等 |
| バレーボール用具 | 1 組 | 150 円 | 支柱・ネット・得点板等 |
| バドミントン用具 | 1 組 | 80 円 | 支柱・ネット・得点板等 |
| 卓球用具 1 | 1 組 | 80 円 | 台・ネット・得点板等 |
| 卓球用具 2 | 1 個 | 30 円 | 卓球用フェンス |
| フットサル用具 | 1 組 | 150 円 | ゴール・得点板等 |
| ソフトバレーボール用具 | 1 組 | 80 円 | 支柱・ネット・得点板等 |
| 硬式テニス用具 | 1 組 | 150 円 | 支柱・ネット・得点板等 |
| ソフトテニス用具 | 1 組 | 150 円 | 支柱・ネット・得点板等 |
| 新体操用具 | 1 枚 | 300 円 | フロアマット |
| 審判用具 | 1 組 | 150 円 | 審判台・ストップウォッチ等 |
| 電光得点表示板 | 1 組 | 1,500 円 | 多競技用 |
| 放送設備 | 1 式 | 1,500 円 | |
| ポータブル放送器具 | 1 組 | 150 円 | |
| 折り畳み机 | 1 脚 | 30 円 | |
| 補助イス | 1 脚 | 30 円 | |
| スポーツアリーナ移動観覧席 | 1 式 | 15,000 円 | 分割利用可 |
| フロアシート | 1 巻 | 240 円 | |
| ラケット類（個人利用） | 1 個 | 50 円 | 卓球・バドミントン等 |

※「1 回」とは、利用時間区分のそれぞれの時間区分（概ね 3 時間）をいう。

(5) その他床面の利用料金の考え方

エントランスホールなど市が認める共用部については、利用者の申し出により、以下に定める金額を上限額とし、当該床の使用面積に応じた利用料金を徴収できるものとする。

| 単位 | 金額 |
|------------------------------|-------------|
| 床面積 1 m ² につき 1 日 | 30 円を上限とする。 |

2. 新駐車場の利用料金の考え方

1 時間あたりの金額（消費税 10% 込み）は、200 円を上限とする。

3. 外構等の利用料金の考え方

「沼津市普通財産の売払い及び貸付けに関する要綱」を準用する。